

民事結為一丁化

FAXニュース (2022年4月27日号) ともに日弁連を変えよう! 市民のための司法をつくる会 代表 及 川 智 志

連絡先:FAX06-6311-9280

太平洋法律事務所

ホームページ【チェンジ日弁連】

日弁連による「本人サポート」に反対します!

本人サポートとは?

日弁連の「民事裁判手続のIT化における本人サポートに関する基本方針」(2019年)によると、**民事訴訟のIT化の導入に向けて、当事者本人に対して、裁判を受ける権利を実質的に保障して必要な法律サービスを提供することを可能とするため、IT面について提供するサポート**ということです。機材の提供や利用を補助する「形式サポート」と、これに加えて、法的アドバイスを提供する「実質サポート」が想定されています。

日弁連理事会で、あらためて本人サポートの議論がはじまっています。

「基本方針」では当事者本人にもIT利用を強制する「甲案」も想定されていましたが、民事訴訟法等改正法案で、当事者本人は今までどおり、裁判資料を紙で提出し、紙で受け取れることになりました(乙案)。**紙で提出し、紙で受け取れるのですから「本人サポート」は必要ありません。この状況を踏まえ「基本方針」は見直されるべきです。**

ところが、**日弁連執行部**は「**弁護士会に本人サポートするための窓口設置、法律事務所においても民事裁判 I Tサポート 弁護士の登録制度**を設け, **アカウント取得や本人作成書面のアップロード・ダウンロード等のサポートを行う**」という「構想」をまとめ、「関係各所にあたりたい」といっています(2021年度第10回日弁連理事会議事概要より)。また、日弁連執行部は「形式サポート」に限るとは言っていません。

日弁連は「本人サポート」を提供すべきではありません。

これまでの当事者本人訴訟について、日弁連は、組織的にサポートを提供していません。個々の弁護士が支援するといっても法律相談の延長にすぎません。**IT化されたからといって、なぜ「本人サポート」が必要になるのでしょうか?**

弁護士による訴訟業務には、依頼者との委任に基づく信頼関係と十分な打ち合わせが必要です。ところが、「実質サポート」は委任関係でなく、十分な信頼関係と打ち合わせを前提としない訴訟支援であり、それでは弁護士は十分に支援できません。裁判所とウエブで接続しますから、法律相談とも異なるリスクを負います。また、「形式サポート」について、弁護士はITの専門家ではありませんから十分に支援できません。

日弁連は、弁護士の訴訟業務には、委任関係と十分な打ち合わせが必要であることを明らかにすべきです。

「本人サポート」は当事者本人にとっても利益になりません。

当事者本人は、裁判資料を紙で提出し受領できるのですから、これまでと何も変わりません。それなのに、ITを選択して本人サポートを利用すれば、サポートする第三者にアカウントの取得、アップロードやダウンロード、印刷等を頼み、費用を負担することになります。**自分でIT利用ができない当事者本人にとっては、ITを選択してわざわざ第三者からのサポートを受けるよりも、紙で裁判をした方が、はるかに便利です。日弁連は、このことを明らかにすべきです。**

「本人サポート」の提供によって弁護士の法律業務独占を守ることはできません。

日弁連執行部は、司法書士をはじめとした他士業等の法律業務への参入を懸念しているようですが、「形式サポート」は法律業務ではなく弁護士が独占する理由はありませんし、書面作成を通じた訴訟支援は司法書士の業務に含まれますから、「本人サポート」を提供しても、その効果は限定的です。一方、IT化された裁判において非弁行為を防止することは、ほぼ不可能です(ウエブカメラの死角に隠れた非弁業者を見つけることができますか?)。

日弁連が「本人サポート」を提供し広報することによって本人訴訟の利用を拡大すれば、非弁行為も拡大するおそれがあります。仮に、日弁連による「本人サポート」の提供によって法的に他士業の権限拡大を防止できたとしても、非弁業者による 違法な非弁行為が増加すれば、事実上、弁護士の法律業務独占は侵害されます。

日弁連は、むしろ、当事者本人訴訟においては第三者のサポートを受けてまで I Tを利用する必要がないこと、弁護士の助力が必要な方は弁護士に訴訟を依頼すべきことを広報し、弁護士の法律業務独占を守るべきです。



活動資金のカンパをお願いたします↩

(振込口座) 三井住友銀行伊丹支店 普通預金「5055933」← カェョウカイ カイケイ タケモトュカコ 「変えよう会 会計 武本夕香子」←

